

第四十八号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。
別表一の部第七の款二十一の項の次に次のように加える。

二十一の二 建築基準法第五十二条第六項第三号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料 二万八千円	認定申請のとき。
--	-------------------------	----------

別表一の部第七の款二十五の項の次に次のように加える。

二十五の二 建築基準法第五十五条第三項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料 十六万円	許可申請のとき。
--	-----------------------	----------

別表一の部第七の款二十六の項中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第四項各号」に改める。
別表一の部第七の款二十八の四の項の次に次のように加える。

二十八の五 建築基準法第五十八条第二項の規定
に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申
請に対する審査

高度地区における建築物の高さの特例 十六万円
許可申請手数料

許可申請
のとき。

別表一の部第七の款四十の項及び四十一の二の項中「建築される」を「において建築等をする」に、同款四十二の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に改め、「（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同款四十二の二の項中「基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「基づく建築物の新築又は増築等」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、「（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

別表二の項を次のように改める。

二 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料

事務 都市の 低炭素化 の促進に 関する法 律に基づ く事務	名称及び額	徴収時期				
一 都市 の低炭 素化の 促進に 関する 法律第 五十四 条第一 項の規 定に基 づく低 炭素建 築物新 築等計 画の認 定の申 請に対 する審 査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について一の部第七の款十四の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごと)と同款一の二の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同款十四の五の項又は十四の六の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額	認定申請 のとき。				
			(一) 申請に併せて知事(2)が指定する者(以下「住宅」といふ。)	(1) 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)	四十七百円	
			(2) 共同住宅等(人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)	イ 住戸の部分	建築物の総戸数が一戸のもの	四十七百円
					建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	九千四百円
					建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	一万六千円
					建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	二万七千円
					建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	四万五千円
					建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	八万二千元
					建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	十三万一千円
					建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	十七万円
		建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	十八万五千円			
	ロ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。)	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	九千三百円			
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	一万六千円			
		当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円			

(二) 以外の 場合	(一) 住宅	(3) (1)及び(2)以外の建築物	げる基 準に適 合して いるこ とを示 す書類 が提出 された 場合	
			以下同じ。 ()	ハ 非住宅の部分 (住戸の部分及 び共用部分以外 の部分をいう。 以下同じ。)
(1) 一戸 建て住 宅	誘導仕様基準(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に 関する誘導基準(令和四年国土交通省告示第千六百六号)をいう。以下同じ。)による場合	誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	八万円
			当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十二万六千円
			当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十六万円
			当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	二十万円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	九千三百円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	一万六千円
			当該部分の延べ面積が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円
			当該部分の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	八万円
			当該部分の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十二万六千円
			当該部分の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十六万円
			当該部分の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	二十万円
			建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	二十万円

		(2) 共同住宅等	
		イ 住戸の部分	誘導仕様による場合
ロ 共用部分		誘導仕様による場合	
	建築物の総戸数が一戸のもの		二万一千円
	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの		三万九千円
	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの		五万六千円
	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの		八万円
	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの		十二万円
	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの		十八万二千元
	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの		二十六万一千円
	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの		三十四万円
	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの		三十九万円
	建築物の総戸数が一戸のもの		三万五千元
	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの		六万九千元
	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの		九万七千元
	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの		十三万七千元
	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの		十九万七千元
	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの		二十八万三千元
	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの		三十八万五千元
	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの		五十万八千元
	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの		六十万円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの		十万九千元
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの		十三万八千元

(3) (1)及び(2)以外の建築物	ハ 非住宅の部分	
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの	十八万円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	二十八万円	
当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	三十五万九千円	
当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	四十二万九千円	
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	五十万円	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	二十四万二千円	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	三十万円	
当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三十八万四千円	
当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	五十四万六千円	
当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	六十七万円	
当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	七十八万九千円	
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	九十万円	
建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	二十四万二千円	
建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	三十万円	
建築物の延べ面積が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三十八万四千円	
建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	五十四万六千円	
建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	六十七万円	
建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	七十八万九千円	
建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	九十万円	

二 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十四条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について一		変更認定申請のとき。
<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p> <p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十四条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について一の部第七の款十四の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同款一の二の項に掲げる額)の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同款十四の五の項又は十四の六の項に掲げる額)の手数料を加えた額)</p>	<p>(一) 申請 一戸建て住宅</p> <p>(2) 共同 住宅等</p> <p>イ 住戸の部分</p> <p>建築物の総戸数が一戸のもの</p> <p>建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの</p> <p>建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの</p> <p>建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの</p> <p>建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの</p> <p>建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの</p> <p>建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの</p> <p>建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの</p> <p>建築物の総戸数が三百一戸以上のもの</p> <p>ロ 共用部分</p> <p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの</p>	<p>三千三百円</p> <p>三千三百円</p> <p>六千六百円</p> <p>一万一千円</p> <p>一万九千円</p> <p>三万二千元</p> <p>五万八千円</p> <p>九万三千元</p> <p>十二万二千元</p> <p>十三万四千元</p> <p>六千五百円</p> <p>一万一千円</p> <p>一万八千円</p> <p>五万六千円</p> <p>八万八千円</p> <p>十一万二千元</p> <p>十四万円</p>

		(一) 以上の場合		(二) 以上の場合	
(1) 一戸建て住宅	(2) 共同住宅等	誘導仕様基準による場合		誘導仕様基準以外による場合	
		住宅	イ 住戸誘導仕様基準による場合	住宅	イ 住戸誘導仕様基準による場合
(1)及び(2)以外の建築物	ハ 非住宅の部分	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	六千五百円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	一万一千円
		当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	五万六千円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	八万八千円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十一万二千元
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	十四万円
		建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	六千五百円
		建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	一万一千円
		建築物の延べ面積が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円
		建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	五万六千円
		建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	八万八千円
		建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十一万二千元
		建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	十四万円
建築物の総戸数が一戸のもの	建築物の総戸数が一戸のもの	建築物の総戸数が一戸のもの	一万五千円		
建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	一万八千円		
建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	二万七千円		
建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	四万円		
建築物の総戸数が二十五戸以上のもの	建築物の総戸数が二十五戸以上のもの	建築物の総戸数が二十五戸以上のもの	五万六千円		

共用部分	誘導仕様 基準以外 による場 合	
	建築物の総戸数が二百六十戸以上五十戸以下のもの	八万五千円
建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	十二万八千円	
建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	十八万四千円	
建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	二十四万一千円	
建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	二十七万八千円	
建築物の総戸数が一戸のもの	一万八千円	
建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	三万七千円	
建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	五万二千円	
建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	七万四千円	
建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	十万八千円	
建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	十五万九千円	
建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	二十二万一千円	
建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	二十九万一千円	
建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	三十四万二千円	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	五万七千円	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	七万二千円	
当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	九万六千円	
当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	十五万六千円	
当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	二十万五千円	
当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	二十四万七千円	

	(3) (1)及び(2)以外の建築物	ハ 非住宅の部分	
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	二十九万円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	十二万三千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	十五万四千円
		当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十九万八千円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	二十九万円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	三十六万一千円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	四十二万七千円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	四十九万一千円
		建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	十二万三千円
		建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	十五万四千円
		建築物の延べ面積が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十九万八千円
		建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	二十九万円
		建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	三十六万一千円
		建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	四十二万七千円
		建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	四十九万一千円

別表三の部三の項及び四の項を次のように改める。

□(1)以外の場 合		① 一戸建 て住宅		誘導仕様基準による場合		誘導仕様基準以外による場合	
②(1)以外 の建築物		イ 住宅部分		誘導仕様基準による場合		誘導仕様基準以外による場合	
ロ 非住宅部 分		モデル建物法による場合		標準入力法等による場合			
				当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの		一万四千元	
				当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの		一万五千元	
				当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの		二万四千元	
				当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの		二万七千元	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの		二万六千元	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		四万六千元	
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		八万三千元	
				当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの		十一万五千元	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの		四万八千五百円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		八万一千円	
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		十三万八千元	
				当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの		十九万七千元	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの		六万一千円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上一千平方メートル未満のもの		七万七千六百円	
				当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		十万二千円	
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		十六万五千円	
				当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		二十一万六千元	
				当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		二十六万円	
				当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		三十万五千元	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの		十五万九千円	
				当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上一千平方メートル未満のもの		十九万九千二百円	
				当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		二十五万七千円	
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		三十六万六千七百円	
				当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		四十五万二千円	
				当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		五十三万五千元	
				当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		六十一万円	

別表三の部五の項中「イ 性能基準」を「性能基準」に、「第一条第一項第二号イ(1)(i)及び」を「第一条第一項第二号イ(1)及び」に、「ロ モデル住宅法」を「モデル住宅法」に、「第一条第一項第二号イ(2)(i)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に、「ハ 仕様基準」を「仕様基準」に改め、「同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この表において同じ。」の下に「又は誘導仕様基準」を加え、「イ 性能基準」を「性能基準」に、「第一条第一項第二号イ(1)(i)若しくは(ii)」を「第一条第一項第二号イ(1)」に、「ロ フロア入力法」を「フロア入力法」に、「第一条第一項第二号イ(2)(ii)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に、「ハ 仕様基準」を「仕様基準又は誘導仕様基準」に、「イ モデル建物法」を「モデル建物法」に、「ロ 標準入力法等」を「標準入力法等」に改め、同部備考一中「のロ」を削り、同部備考十一中「向上計画認定申請手数料等」の下に「（誘導仕様基準以外による場合に限る。）」を加え、同部備考十二中「建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料」を「向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料」に改め、「仕様基準」の下に「又は誘導仕様基準」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表一の部の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）第三条の規定の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の改正等に伴い、建築物の容積率の特例認定申請手数料等を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。